

○建設工事に係る入札結果等の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札等（以下「入札」という。）の結果等を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表主体)

第2条 入札の公表主体は入札事務を所掌する課等とする。

(公表対象)

第3条 公表の対象となる入札は、市が発注する建設工事の請負契約に係る入札（随意契約に係る見積もりを含む。）とする。

(公表内容)

第4条 次に掲げる事項については、現場説明会終了後に速やかに公表するものとする。

ただし、現場説明会を省略する場合については、この限りでない。

- (1) 入札（予定）年月日
 - (2) 工事名
 - (3) 工事場所
 - (4) 指名業者名
- 2 次に掲げる事項については、入札終了後に公表するものとする。
- (1) 入札経過（全入札業者名と入札金額）
 - (2) 入札結果（予定価格、設計金額、落札業者名、落札金額並びに落札金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）
 - (3) 制限付一般競争入札の入札参加者名
 - (4) 調査基準価格
 - (5) 失格基準価格

(公表方法)

第5条 入札の公表方法については、入札事務を所掌する課長等が指定する場所での閲覧によるものとし、入札調書の写し及び入札経過表の写しを使用するものとする。

なお、落札業者名、工事名、予定価格、落札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額並びに入札日についてはインターネットのホームページに掲載する。

(閲覧の時期)

第6条 入札結果等の公表に伴う閲覧期間については、原則としてその入札が執行された日の属する年度を含めて5年間とする。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 建設工事に係る入札結果等の公表要領（昭和57年6月9日決裁）は、廃止とする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。